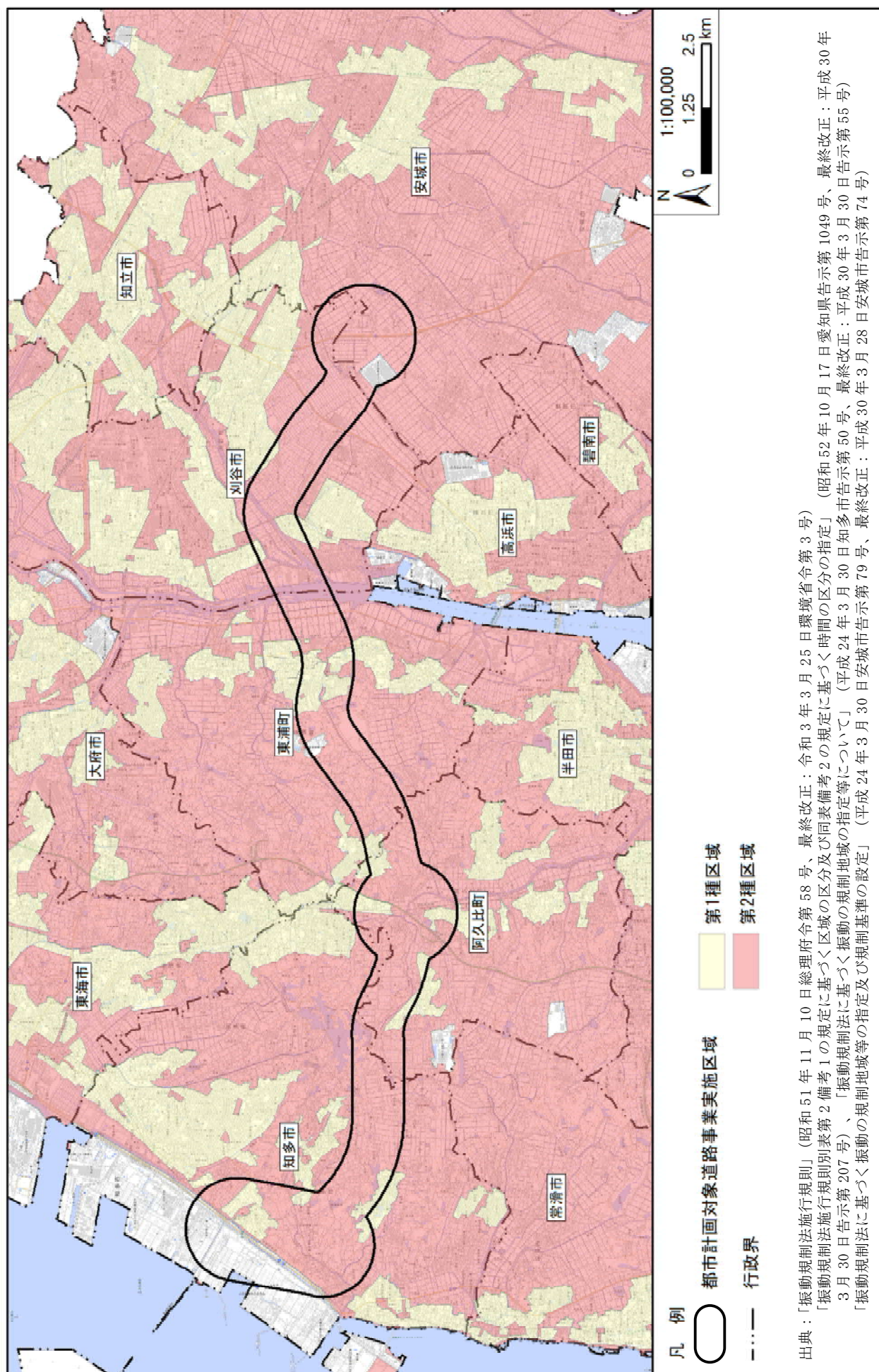




5) 振動（特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準、地域指定状況、区域及び時間の区分の状況）

「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 3 条第 1 項及び第 15 条第 1 項に基づき特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は表 4.2-64 に、区域の区分は表 4.2-65 及び前掲の図 4.2-33 示すとおりである。

調査区域は、第 1 号区域及び第 2 号区域が指定されている。事業実施区域においては、主に第 1 号区域が、一部第 2 号区域が指定されている。

また、調査区域における「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年 3 月 25 日条例第 7 号、最終改正：令和 7 年 3 月 25 日条例第 1 号）第 47 条に基づき特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は表 4.2-66 に、区域の区分は表 4.2-67 及び前掲の図 4.2-34 示すとおりである。

調査区域は、第 1 号区域、第 2 号区域、第 3 号区域が指定されている。事業実施区域においては、主に第 3 号区域が、一部では第 1、2 号区域が指定されている。

表 4.2-64 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

項目	内容	適用除外
対象地域	都市計画区域以外の地域における表 4.2-65 の第 1 号区域及び第 2 号区域	—
対象作業	別表 No. 1～4 参照	作業開始日に終わるものを除く
規制基準	敷地境界線において 75dB を超えないこと	—
作業時間帯	第 1 号区域：午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内でないこと 第 2 号区域：午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間内でないこと	A B C D
1 日当りの作業時間	第 1 号区域：1 日 10 時間を超えないこと 第 2 号区域：1 日 14 時間を超えないこと	A B
作業期間	連続して 6 日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日に行われないこと	A B C E F

注) アルファベット表記に伴う各要件は以下のとおりである。

- A. 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- C. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- D. 道路法及び道路交通法に基づく道路の占用、使用並びに協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合等
- E. 道路法及び道路交通法に基づく道路の占用、使用並びに協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- F. 電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため日曜日その他の休日に行う必要がある場合

出典：振動規制法施行規則（昭和51年11月10日総理府令第58号、最終改正：令和3年4月1日環境省令第3号）

(別表)

No	区分	適用除外
1	くい打機を使用する作業	・ もんけん及び圧入式くい打機を除く
	くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	・ 油圧式くい抜機を除く ・ 圧入式くい打くい抜機を除く
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装版破碎機を使用する作業	・ 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る
4	ブレーカーを使用する作業	・ 手持式のものを除く ・ 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る

出典：振動規制法施行令（昭和51年10月22日政令第280号、最終改正：令和3年12月24日政令第346号）

表 4.2-65 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の区分（振動規制法）

区域	区域の区分
第1号区域	1. 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域 2. 工業地域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域
第2号区域	第1号区域以外の区域

出典：振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定に基づく区域の指定（昭和52年10月17日愛知県告示第1048号、最終改正：平成30年3月30日愛知県告示第206号）

「振動規制法に基づく振動の規制地域の指定等について」（平成24年3月30日知多市告示第50号、最終改正：平成30年3月30日知多市告示第55号）

「振動規制法に基づく振動の規制地域等の指定及び規制基準の設定」（平成24年3月30日安城市告示第79号、最終改正：平成30年3月28日安城市告示第74号）

表 4. 2-66 特定建設作業に伴う振動の基準（県民の生活環境の保全等に関する条例）

項目	内容	適用除外 ^注
対象地域	名古屋市を除く愛知県全域	
対象作業	別表 No. 1～4 参照	・振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内において行われる同法第2条第3項に規定する特定建設作業を除く ・作業開始日に終わるものを除く
規制基準	敷地境界線において 75dB を超えないこと	—
作業時間帯	第1号区域：午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと 第2号区域：午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと 第3号区域：午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと	A B C D
1日当りの作業時間	第1号区域：1日10時間を超えないこと 第2号区域：1日14時間を超えないこと 第3号区域：1日10時間を超えないこと	A B
作業期間	連続して6日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日に行われないこと	A B C E F

注）アルファベット表記に伴う各要件は以下のとおりである。

- A. 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- C. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- D. 道路法及び道路交通法に基づく道路の占用、使用並びに協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合等
- E. 道路法及び道路交通法に基づく道路の占用、使用並びに協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- F. 電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため日曜日その他の休日に行う必要がある場合

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年8月22日愛知県規則第87号、最終改正：令和5年3月22日愛知県規則第4号）

（別表）

No	区分	適用除外
1	くい打機を使用する作業	・もんけん及び圧入式くい打機を除く
	くい抜機	・油圧式くい抜機を除く
	くい打くい抜機を使用する作業	・圧入式くい打くい抜機を除く
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装版破碎機を使用する作業	・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4	ブレーカーを使用する作業	・手持式のものを除く。 ・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年8月22日愛知県規則第87号、最終改正：令和5年3月22日愛知県規則第4号）

表 4.2-67 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の区分
(県民の生活環境の保全等に関する条例)

区域	区域の区分
第 1 号区域	1. 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2. 学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m の区域
第 2 号区域	工業地域（前号 2. の区域を除く）
第 3 号区域	前 2 号に掲げる区域以外の地域（工業専用地域を除く）

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 15 年 8 月 22 日愛知県規則第 87 号、最終改正：令和 5 年 3 月 22 日愛知県規則第 4 号）

6) 水質汚濁

特定事業場からの排水水については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 3 条第 1 項の規定により排水基準が定められており、その内容を表 4.2-68(1)～(2)に示す。また、同法第 3 条第 3 項の規定により、愛知県では「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年 3 月 29 日条例第 4 号、最終改正：平成 12 年 12 月 22 日条例第 66 号）に基づき、表 4.2-69(1)～(5)に示すとおり上乗せ基準を定めている。

表 4.2-68(1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（有害物質による排水水の汚染状態）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03mg/L
シアン化合物	シアン 1mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.2mg/L
砒素及びその化合物	砒素 0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ほう素 10mg/L 海域に排出されるもの ほう素 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ふっ素 8mg/L 海域に排出されるもの ふっ素 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
備考	
1. 「検出されないこと。」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	
2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。	

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号、最終改正：令和 7 年 5 月 26 日環境省令第 17 号）

表 4. 2-68(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の排出水の汚染状態）

項目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上 8.6以下
	海域に排出されるもの 5.0以上 9.0以下
生物化学的酸素要求量	160mg/L（日間平均 120mg/L）
化学的酸素要求量	160mg/L（日間平均 120mg/L）
浮遊物質量	200mg/L（日間平均 150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌数	日間平均 800CFU/mL
窒素含有量	120mg/L（日間平均 60mg/L）
燐含有量	16mg/L（日間平均 8mg/L）
備考：1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m ³ 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。 3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。 4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。 5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。 6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。 7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。	

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号、最終改正：令和7年5月26日環境省令第17号）

表 4. 2-69(1) 上乗せ排水基準（名古屋港・庄内川等水域）〔その1〕

工場又は事業場		業種	項目及び許容限度 (mg/ℓ)								適用日 適用期間		
			CN	BOD	COD	SS	鉱油	動植物油	フェノール類	銅			
既設の工場又は事業場	下水道処理区域	全業種	—	25(20)	25(20)	70(50)	5	10	1	1	S48. 6. 24		
	その他の地域	畜産農業、サービス業(豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。)	50 m ³ /日以上	—	130(110)	—	160(120)	—	—	—	—	S58. 1. 1	
		20 m ³ /日以上 50 m ³ /日未満	—	160(120)	—	200(150)	—	—	—	—			
		畜産食料品製造業	乳製品製造業	—	80(60)	—	30(20)	—	10	—	—	S48. 6. 24	
		その他	—	120(100)	—	90(70)	—	10	—	—			
		水産食料品、調味料、めん類の製造業	—	120(100)	120(100)	90(70)	—	10	—	—			
		野菜、果実を原料とする保存食料品製造業	—	120(100)	—	40(30)	—	10	—	—			
		小麦粉、パン若しくは菓子の製造業又は製あん業	—	80(60)	80(60)	80(60)	—	—	—	—			
		飲料製造業	ビール製造業	—	40(30)	—	30(20)	—	—	0.5	—		
			清酒製造業	—	120(100)	—	90(70)	—	10	—	—		
			蒸留酒又は混成酒の製造業	—	160(120)	—	120(100)	—	10	—	—		
			その他	—	60(50)	—	70(50)	—	10	—	—		
		動物系飼料、有機質肥料の製造業	—	160(120)	—	200(150)	—	10	—	—			
		動植物油脂製造業	—	100(80)	40(30)	80(60)	—	20	—	—			
		澱粉、ブドウ糖、水飴の製造業	—	120(100)	40(30)	90(70)	—	10	—	—			
		冷凍調理食品製造業	—	50(40)	—	70(50)	—	10	—	—	S58. 1. 1		
		繊維工業、繊維製品製造業	毛紡績業、製毛業(洗毛施設を有するものに限る)	—	120(100)	—	180(150)	—	—	—	—	S48. 6. 24	
			染色整理業	手繊維加工業	—	50(40)	—	50(40)	—	10	1		—
				その他	—	100(80)	—	100(80)	—	10	1		—
				その他	—	100(80)	—	100(80)	—	10	—		—
		一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業、パレティックボード製造業	—	70(50)	70(50)	90(70)	—	—	1	—	S58. 1. 1		
		パルプ、紙、紙加工品製造業	板紙製造業	—	120(100)	—	180(150)	—	—	—	—	S48. 6. 24	
			湿式繊維板製造業	—	—	160(120)	50(40)	—	—	—	—		
			その他	—	90(70)	—	120(100)	—	—	0.5	—		
		新聞業、出版業、印刷業、製版業	—	25(20)	—	30(20)	—	—	—	—	1	S58. 1. 1	
		化学工業	医薬品製造業	—	40(30)	—	60(50)	—	10	0.5	—	S48. 6. 24	
			その他	—	30(20)	60(50)	40(30)	3	—	1	—		
	石油精製業(潤滑油再生業を含む)	—	—	30(20)	30(20)	—	—	—	—	—	S58. 1. 1		
	ゴム製品製造業	—	25(20)	—	30(20)	—	—	—	—	—			
	窯業、土石製品製造業、非金属鉱業	窯業原料(うわ薬原料を含む)精製業	50 m ³ /日以上	—	25(20)	—	200(150)	2	—	—	—	S48. 6. 24	
			10 m ³ /日以上 50 m ³ /日未満	—	25(20)	—	300(250)	2	—	—	—		
			その他	—	25(20)	30(20)	150(120)	2	—	—	—		
	鉄鋼業	10万 m ³ /日以上 50 m ³ /日以上 10万 m ³ /日未満	0.5	—	20(15)	30(20)	2	—	1	1	S49. 10. 1		
			—	25(20)	25(20)	40(30)	2	—	1	1	S48. 6. 24		
			—	25(20)	25(20)	40(30)	2	—	1	1	S48. 6. 24		
	非鉄金属製造業、金属製品製造業、機械器具製造業(武器製造業を含む)	—	25(20)	25(20)	30(20)	—	—	—	1	S48. 6. 24			
	ガス供給業	—	90(70)	40(30)	30(20)	3	—	1	—	S58. 1. 1			
	水道施設、工業用水道施設、自家用工業用水道の施設を有するもの	—	25(20)	—	30(20)	—	—	—	—				
	酸若しくはアルカリによる表面処理施設を有するもの、電気めっき施設を有するもの	—	25(20)	25(20)	30(20)	—	—	—	1		S48. 6. 24		
	備考												
1. 「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理地域。													
2. BOD についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水について適用。													
COD についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水について適用。													
3. この表に掲げる上乗せ排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が以下の工場又は事業場について適用する。													
(1) 既設													
ア 畜産農業及びサービス業(豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。)、染色整理業 20m ³ 以上													
イ 窯業原料精製業 10m ³ 以上													
ウ 非金属鉱業(窯業原料精製業を除く)、と畜業、し尿処理施設のみを有する工場又は事業場すべて													
エ 上記以外 50m ³ 以上													
(2) 新設													
ア 窯業原料精製業 10m ³ 以上													
イ 非金属鉱業(窯業原料精製業を除く)、と畜業、し尿処理施設のみを有する工場又は事業場すべて													
ウ 上記以外 20m ³ 以上													
4. 1 の備考第1号(2)に掲げる工場又は事業場で、上乗せ排水基準の適用の日が「S48. 6. 24」とあるものは「S58. 1. 1」とする。													
5. 既設の工場又は事業場で上乗せ排水基準の適用の日後特定施設を設置した場合で、特定施設の設置に伴い排出水の量が増加することとなるとき(特定施設の設置後の一日当たりの平均的な排出水の量が「1000m ³ 」未満であるときを除く。)は、特定施設の設置の日以後において適用される上乗せ排水基準のうち BOD、COD、SS についての許容限度は以下の算式により算出して得られる値とする。													
$\frac{A \cdot a + B \cdot b}{a + b}$													
この算式において、A、a、B、b はそれぞれ次の値を表すものとする													
A 当該特定施設の設置の工事の着手の日に適用されている許容限度													
a 当該特定施設を設置する前の一日当たりの平均的な排出水の量													
B 当該工場又は事業場を新設の工場又は事業場とみなした場合において適用されるべき許容限度													
b 当該特定施設の設置に伴い増加する一日当たりの平均的な排出水の量													
6. 1 の備考第1、2、3、5、7、8号の規定は準用する。													
* () 内は日間平均。													

出典：「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年3月29日愛知県条例第4号、最終改正：平成12年12月22日愛知県条例第66号）

表 4. 2-69(2) 上乗せ排水基準（名古屋港・庄内川等水域）〔その2〕

工場又は事業場	業種		項目及び許容限度 (mg/ℓ)								適用日 適用期間
			CN	BOD	COD	SS	鉱油	動植物油	フェノール類	銅	
既設の工場又は事業場	その他の地域	旅館業	—	90(70)	90(70)	90(70)	—	—	—	—	S58. 1. 1
		病院	—	40(30)	—	90(70)	—	—	—	—	
		と畜業	—	80(60)	—	80(60)	—	—	—	—	S48. 6. 24
		地方卸売市場	—	50(40)	—	70(50)	—	10	—	—	S58. 1. 1
		廃油処理施設を有するもの	—	—	25(20)	30(20)	1	—	1	1	S48. 6. 24
		自動車分解整備事業の用に供する洗車施設(自動式車両洗淨施設を除く)を有するもの	—	50(40)	—	70(50)	—	—	—	—	S58. 1. 1
		自動式車両洗淨施設を有するもの	—	25(20)	—	70(50)	—	—	—	—	S48. 6. 24
		科学技術に関する研究、試験、検査、専門教育を行うもの	—	40(30)	40(30)	90(70)	—	—	—	—	
		一般廃棄物処理施設である焼却施設を有するもの	—	40(30)	—	50(40)	—	—	—	—	S58. 1. 1
		産業廃棄物処理施設を有するもの	—	25(20)	—	30(20)	3	—	1	1	
		し尿処理施設を有するもの	—	(30)	(30)	(70)	—	—	—	—	S48. 6. 24
		下水道終末処理施設を有するもの	岩塚下水処理場	—	(60)	—	(120)	—	—	—	S48. 4. 1 から 規則で定める日まで
				—	(20)	—	(70)	—	—	—	規則で定める日
				—	(20)	(20)	(70)	—	—	—	S48. 4. 1

備考

1. 「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理地域。

2. BOD についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水について適用。

COD についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水について適用。

3. この表に掲げる上乗せ排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が以下の工場又は事業場について適用する。

(1) 既設

ア 畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。）、染色整理業 20m³ 以上

イ 窯業原料精製業 10m³ 以上

ウ 非金属鉱業（窯業原料精製業を除く。）、と畜業、し尿処理施設のみを有する工場又は事業場すべて

エ 上記以外 50m³ 以上

(2) 新設

ア 窯業原料精製業 10m³ 以上

イ 非金属鉱業（窯業原料精製業を除く。）、と畜業、し尿処理施設のみを有する工場又は事業場すべて

ウ 上記以外 20m³ 以上

4. 1 の備考第1号(2)に掲げる工場又は事業場で、上乗せ排水基準の適用の日が「S48. 6. 24」とあるものは「S58. 1. 1」とする。

5. 既設の工場又は事業場で上乗せ排水基準の適用の日後特定施設を設置した場合で、特定施設設置に伴い排出水の量が増加することとなるとき（特定施設設置後の一日当たりの平均的な排出水の量が 1000m³ 未満であるときを除く。）は、特定施設設置の日以後において適用される上乗せ排水基準のうち BOD、COD、SS についての許容限度は以下の算式により算出して得られる値とする。

$$\frac{A \cdot a + B \cdot b}{a + b}$$

この算式において、A、a、B、b はそれぞれ次の値を表すものとする

A 当該特定施設の設置の工事の着手の日に適用されている許容限度

a 当該特定施設を設置する前の一日当たりの平均的な排出水の量

B 当該工場又は事業場を新設の工場又は事業場とみなした場合において適用されるべき許容限度

b 当該特定施設の設置に伴い増加する一日当たりの平均的な排出水の量

6. 1 の備考第1、2、3、5、7、8号の規定は準用する。

* () 内は日間平均。

出典：「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年3月29日愛知県条例第4号、最終改正：平成12年12月22日愛知県条例第66号）

表 4.2-69(4) 上乗せ排水基準（名古屋市内水域）

工場又は事業場		業種	項目及び許容限度 (mg/l)						適用日 適用期間	
			BOD	SS	鉱油	動植物油	フェノール類	銅		
既設の工場又は事業場	下水道処理区域	全業種	25(20)	70(50)	5	10	1	1	S47. 10. 1	
	その他の地域	畜産農業、サービス業(豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。)	50m ³ /日以上	130(110)	160(120)	—	—	—	S58. 1. 1	
			20m ³ /日以上 50m ³ /日未満	160(120)	200(150)	—	—	—		
		食料品製造業	パン若しくは菓子の製造、製あん業		80(60)	80(60)	—	10	—	S47. 10. 1
				飲料製造業	120(100)	90(70)	—	—	—	
			清酒製造業	60(50)	30(20)	—	10	—	—	
				その他	90(70)	70(50)	—	10	—	
		繊維工業、繊維製品製造業	染色整理業	50(40)	60(40)	—	10	1	—	
			その他	100(80)	60(40)	—	10	1	—	
		一般製材業、木材加工製造業、合板製造業、パーティクルボード製造業		70(50)	90(70)	—	—	1	—	S58. 1. 1
		木材薬品処理業		40(30)	90(70)	3	—	1	1	S47. 10. 1
		湿式繊維板製造業		100(80)	80(60)	—	—	1	—	S48. 4. 1
		化学工業		100(80)	70(50)	3	—	—	—	S47. 10. 1
		石油精製業(潤滑油再生業を含む)		30(20)	30(20)	—	—	—	—	
		窯業、土石製品製造業	窯業原料精製業	25(20)	180(150)	2	—	—	—	
			その他	25(20)	30(20)	2	—	—	—	
		鉄鋼業		25(20)	30(20)	2	—	1	1	
		非鉄金属製造業、金属製品製造業、機械器具製造業(武器製造業を含む)		25(20)	30(20)	—	—	—	1	S48. 4. 1
		ガス供給業、コークス製造業		90(70)	80(60)	—	—	—	—	S47. 10. 1
		酸若しくはアルカリによる表面処理施設を有するもの又は電気めっき施設を有するもの		25(20)	30(20)	—	—	—	1	S58. 1. 1
	旅館業		90(70)	90(70)	—	—	—	—	S48. 4. 1	
	病院		40(30)	90(70)	—	—	—	—	S58. 1. 1	
	と畜業、死亡獣畜取扱業		80(60)	80(60)	—	—	—	—	S48. 4. 1	
	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設を有するもの(自動式車両洗浄施設を除く)		50(40)	70(50)	—	—	—	—	S47. 10. 1	
	自動式車両洗浄施設を有するもの		25(20)	70(50)	—	—	—	—	S58. 1. 1	
	科学技術に関する研究、試験、検査、専門教育を行うもの		40(30)	90(70)	—	—	—	—	S47. 10. 1	
	一般廃棄物処理施設である焼却施設を有するもの		40(30)	50(40)	—	—	—	—	S47. 10. 1	
	し尿処理施設を有するもの		(30)	(70)	—	—	—	—	S48. 4. 1	
	下水道終末処理施設を有するもの	西山、名城、柴田下水処理場	25(20)	70(50)	—	—	—	—	S48. 10. 1	
		堀留下水処理場	25(20)	70(50)	—	—	—	—	S47. 4. 1	
		その他	25(20)	70(50)	—	—	—	—	S47. 4. 1	
	新設の工場又は事業場	下水道処理区域	全業種	25(20)	30(20)	2	10	1	1	S47. 4. 1
その他の地域		全業種(畜産農業、サービス業(豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。)、旅館業、し尿処理施設を有するもの、下水道終末処理施設を有するものを除く。)	25(20)	30(20)	2	10	1	1	S58. 1. 1	
		畜産農業又はサービス業(豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。)	90(70)	100(80)	—	—	—	—	S47. 4. 1	
		旅館業	40(30)	70(50)	—	—	—	—	S47. 4. 1	
		し尿処理施設を有するもの	40(30)	80(60)	—	—	—	—	S47. 4. 1	
		下水道終末処理施設を有するもの	25(20)	70(50)	—	—	—	—	S47. 4. 1	

備考

1. この表に掲げる上乗せ排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が以下の工場又は事業場について適用する。

(1) 既設

ア 畜産農業及びサービス業(豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。)20m³以上イ 上記以外 50m³以上(2) 新設 20m³以上

2. S43.9.11 後において特定施設を設置した工場又は事業場であつて、政令附則第3項及び第4項の規定により排水基準を定める総理府令附則第2項の水質基準の適用を受けるものについては、新設の工場又は事業場に係る上乗せ排水基準を適用する。

3. 既設の工場又は事業場に S48.4.1 後に特定施設を設置した場合で、特定施設の設置に伴い排出水の量が増加することとなるとき(特定施設の設置後の一日当たりの平均的な排出水の量が 1000m³ 未満であるときを除く。)は、特定施設の設置の日以後において通用される上乗せ排水基準のうち BOD、SS についての許容限度は以下の算式により算出して得られる値とする。

$$\frac{A \cdot a + B \cdot b}{a + b}$$

この算式において、A、a、B、b はそれぞれ次の値を表すものとする

A 当該特定施設の設置の工事の着手の日に適用されている許容限度

a 当該特定施設を設置する前の一日当たりの平均的な排出水の量

B 当該工場又は事業場を新設の工場又は事業場とみなした場合において適用されるべき許容限度

b 当該特定施設の設置に伴い増加する一日当たりの平均的な排出水の量

4.1 の備考第1、2、3、5、7、8号の規定、2の備考第1、4号の規定は準用する。

* () 内は日間平均。

出典：「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年3月29日愛知県条例第4号、最終改正：平成12年12月22日愛知県条例第66号）

表 4.2-69(5) 上乗せ排水基準（衣浦湾・境川等水域）

工場又は事業場		業種	項目及び許容限度 (mg/l)								適用日		
			BOD	COD	SS	鉱油	動植物油	フェノール類	銅	鉄	マンガン	適用期間	
既設の工場又は事業場	下水道処理区域	全業種	25(20)	25(20)	70(50)	5	10	1	1	—	—	S47. 10. 1	
	畜産農業、サービス業（豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。）	50㎡/日以上	130(110)	—	160(120)	—	—	—	—	—	—	S58. 1. 1	
		20㎡/日以上 50㎡/日未満	160(120)	—	200(150)	—	—	—	—	—	—		
	食料品製造業	みそ、醤油又は水飴の製造業	120(100)	120(100)	90(70)	—	10	—	—	—	—	S47. 10. 1	
		パン若しくは菓子の製造業、製あん業	80(60)	—	80(60)	—	10	—	—	—	—	S47. 4. 1から規則で定める日まで 規則で定める日	
			30(20)	—	30(20)	—	10	—	—	—	—		
		飲料製造業	120(100)	—	90(70)	—	—	—	—	—	—	S47. 10. 1	
		清酒製造業	160(120)	160(120)	70(50)	—	10	—	—	—	—	S47. 4. 1	
		蒸留酒製造業	160(120)	160(120)	70(50)	—	10	—	—	—	—	S47. 10. 1	
		その他	60(50)	60(50)	70(50)	—	10	—	—	—	—	S47. 10. 1	
		動植物油脂製造業	40(30)	—	80(60)	—	20	—	—	—	—	S47. 10. 1	
		澱粉、化工澱粉製造業	80(60)	80(60)	90(70)	—	5	—	—	—	—		
		冷凍調理食品製造業	50(40)	—	70(50)	—	10	—	—	—	—	S58. 1. 1	
	その他	60(50)	60(50)	70(50)	—	10	—	—	—	—	S47. 10. 1		
	紡績業	洗毛施設を有するもの	120(100)	—	180(150)	—	—	—	—	—	—	S47. 10. 1	
		その他	100(80)	100(80)	100(80)	—	10	—	—	—	—		
	染色整理業		50(40)	50(40)	50(40)	—	10	—	—	—	—		
	その他の地域	一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業、パライウッド製造業	70(50)	70(50)	90(70)	—	—	1	—	—	—	S58. 1. 1	
		新聞業、出版業、印刷業、製版業	25(20)	—	30(20)	—	—	—	1	—	—	S47. 10. 1	
		化学工業	発酵工業	—	90(70)	70(50)	—	5	—	—	—		S47. 10. 1
			その他	60(50)	60(50)	40(30)	3	—	1	—	—		
		窯業、土石製品製造業	電気用陶磁器製造業	25(20)	25(20)	30(20)	2	—	—	—	—		—
			その他	25(20)	25(20)	150(120)	2	—	—	—	—	—	
		鉄鋼業	25(20)	25(20)	40(30)	2	—	1	1	—	—	S48. 4. 1	
		非鉄金属製造業、金属製品製造業、機械器具製造業（武器製造業を含む）	25(20)	25(20)	30(20)	—	—	—	1	5	5	S47. 10. 1	
		水道施設、工業用水道施設、自家用工業用水道の施設を有するもの	25(20)	—	30(20)	—	—	—	—	—	—	S58. 1. 1	
		酸若しくはアルカリによる表面処理施設を有するもの、電気めっき施設を有するもの	25(20)	25(20)	30(20)	—	—	—	1	5	5	S47. 10. 1	
		旅館業	90(70)	90(70)	90(70)	—	—	—	—	—	—	S58. 1. 1	
		病院	40(30)	—	90(70)	—	—	—	—	—	—		
		と畜業、死亡獣畜取扱業	80(60)	—	80(60)	—	—	—	—	—	—	S47. 10. 1	
		地方卸売市場	50(40)	—	70(50)	—	10	—	—	—	—	S58. 1. 1	
		自動車分解整備事業の用に供する洗車施設を有するもの（自動式車両洗浄施設を除く）	50(40)	—	70(50)	—	—	—	—	—	—		
		自動式車両洗浄施設を有するもの	30(20)	25(20)	70(50)	—	—	—	—	—	—		S47. 10. 1
		科学技術に関する研究、試験、検査、専門教育を行うもの	40(30)	—	90(70)	—	—	—	—	—	—		S58. 1. 1
		一般廃棄物処理施設である焼却施設を有するもの	40(30)	—	50(40)	—	—	—	—	—	—		
		産業廃棄物処理施設を有するもの	25(20)	—	30(20)	3	—	1	1	—	—		
		し尿処理施設を有するもの	(30)	(30)	(70)	—	—	—	—	—	—	S47. 10. 1	
		下水道終末処理施設を有するもの	25(20)	—	90(70)	—	—	—	—	—	—		
備考													
1. 溶解性鉄含有量及び溶解性マンガン含有量についての上乗せ排水基準は、刈谷市の上水道水源よりも上流の境川に排出される排出水について適用する。													
2. 既設の工場又は事業場に S48. 4. 1 後に特定施設を設置した場合で、特定施設の設置に伴い排出水の量が増加することとなるとき（特定施設の設置後の一日当たりの平均的な排出水の量が 1000㎥ 未満であるときを除く。）、特定施設の設置の日以後において適用される上乗せ排水基準のうち BOD、COD、SS についての許容限度は以下の算式により算出して得られる値とする。													
$\frac{A \cdot a + B \cdot b}{a + b}$													
この算式において、A、a、B、b はそれぞれ次の値を表すものとする													
A 当該特定施設の設置の工事の着手の日に適用されている許容限度													
a 当該特定施設を設置する前一日当たりの平均的な排出水の量													
B 当該工場又は事業場を新設の工場又は事業場とみなした場合において適用されるべき許容限度													
b 当該特定施設の設置に伴い増加する一日当たりの平均的な排出水の量													
3. 1 の備考第 1、2、3、5、7、8 号の規定、2 の備考第 1、2、4 号の規定、3 の備考第 1 号の規定は準用する。													
1 の備考第 1 号(1) 中「S48. 3. 31」は「S47. 3. 31」、1 の備考第 7 号中「S48. 4. 1」は「S47. 4. 1」、2 の備考第 4 号中「S48. 6. 24」は「S47. 10. 1」とする。													
* () 内は日間平均。													

備考

1. 溶解性鉄含有量及び溶解性マンガン含有量についての上乗せ排水基準は、刈谷市の上水道水源よりも上流の境川に排出される排出水について適用する。
2. 既設の工場又は事業場に S48. 4. 1 後に特定施設を設置した場合で、特定施設の設置に伴い排出水の量が増加することとなるとき（特定施設の設置後の一日当たりの平均的な排出水の量が 1000m³ 未満であるときを除く。）は、特定施設の設置の日以後において適用される上乗せ排水基準のうち BOD、COD、SS についての許容限度は以下の算式により算出して得られる値とする。

$$\frac{A \cdot a + B \cdot b}{a + b}$$

この算式において、A、a、B、b はそれぞれ次の値を表すものとする

- A 当該特定施設の設置の工事の着手の日に適用されている許容限度
a 当該特定施設を設置する前の一日当たりの平均的な排出水の量
B 当該工場又は事業場を新設の工場又は事業場とみなした場合において適用されるべき許容限度
b 当該特定施設の設置に伴い増加する一日当たりの平均的な排出水の量

3. 1 の備考第 1、2、3、5、7、8 号の規定、2 の備考第 1、2、4 号の規定、3 の備考第 1 号の規定は準用する。

1 の備考第 1 号(1) 中「S48. 3. 31」は「S47. 3. 31」、1 の備考第 7 号中「S48. 4. 1」は「S47. 4. 1」、2 の備考第 4 号中「S48. 6. 24」は「S47. 10. 1」とする。

* () 内は日間平均。

出典：「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年 3 月 29 日愛知県条例第 4 号、最終改正：平成 12 年 12 月 22 日愛知県条例第 66 号）

表 4.2-69(6) 上乗せ排水基準（衣浦湾・境川等水域）

工場又は事業場		業種	項目及び許容限度 (mg/l)									適用日
			BOD	COD	SS	鉱油	動植物油	フェノール類	銅	鉄	マンガ	適用期間
新設の工場又は事業場	下水道処理区域	全業種	25(20)	25(20)	30(20)	2	10	1	1	5	5	S47.4.1
	その他の地域	全業種(畜産農業、サービス業(豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。)、旅館業、し尿処理施設を有するもの、下水終末処理施設を有するものを除く。)	25(20)	25(20)	30(20)	2	10	1	1	5	5	
		畜産農業、サービス業(豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。)	90(70)	90(70)	100(80)	—	—	—	—	—	—	S58.1.1
		旅館業	40(30)	40(30)	70(50)	—	—	—	—	—	—	
		し尿処理施設を有するもの	40(30)	40(30)	80(60)	—	—	—	—	—	—	S47.4.1
		下水道終末処理施設を有するもの	25(20)	25(20)	70(50)	—	—	—	—	—	—	

備考

1. 溶解性鉄含有量及び溶解性マンガン含有量についての上乗せ排水基準は、刈谷市の上水道水源よりも上流の境川に排出される排水について適用する。

2. 既設の工場又は事業場に S48.4.1 後に特定施設を設置した場合で、特定施設の設置に伴い排水の量が増加することとなるとき(特定施設の設置後の一日当たりの平均的な排水の量が1000㎥未満であるときを除く。)は、特定施設の設置の日以後において適用される上乗せ排水基準のうち BOD、COD、SS についての許容限度は以下の算式により算出して得られる値とする。

A・a+B・b

a+b

この算式において、A、a、B、b はそれぞれ次の値を表すものとする

A 当該特定施設の設置の工事の着手の日に適用されている許容限度

a 当該特定施設を設置する前の一日当たりの平均的な排水の量

B 当該工場又は事業場を新設の工場又は事業場とみなした場合において適用されるべき許容限度

b 当該特定施設の設置に伴い増加する一日当たりの平均的な排水の量

3.1 の備考第 1、2、3、5、7、8 号の規定、2 の備考第 1、2、4 号の規定、3 の備考第 1 号の規定は準用する。

1 の備考第 1 号(1)中「S48.3.31」は「S47.3.31」、1 の備考第 7 号中「S48.4.1」は「S47.4.1」、2 の備考第 4 号中「S48.6.24」は「S47.10.1」とする。

* () 内は日間平均。

出典：「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年 3 月 29 日愛知県条例第 4 号、最終改正：平成 12 年 12 月 22 日愛知県条例第 66 号）

表 4.2-69(7) 上乗せ排水基準（矢作川等水域）

工場又は事業場		業種		項目及び許容限度 (mg/ℓ)							適用日		
				CN	BOD	COD	SS	鉱油	動植物油	フェノール類	銅	適用期間	
既設の工場又は事業場	下水道処理区域	全業種		—	25(20)	25(20)	70(50)	5	10	1	1	S48. 6. 24	
	その他の地域	畜産農業、サービス業(豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。)	50 m ³ /日以上	—	130(110)	—	160(120)	—	—	—	—	S58. 1. 1	
			20 m ³ /日以上 50 m ³ /日未満	—	160(120)	—	200(150)	—	—	—	—		
		畜産食料品製造業	乳製品製造業	—	80(60)	—	30(20)	—	10	—	—	S48. 6. 24	
			その他	—	120(100)	—	90(70)	—	10	—	—		
		水産食料品、調味料、めん類の製造業		—	120(100)	—	90(70)	—	10	—	—		
		飲料製造業	清酒製造業	—	120(100)	—	90(70)	—	10	—	—		
			蒸留酒又は混成酒の製造業	—	160(120)	—	120(100)	—	10	—	—		
			その他	—	80(60)	—	70(50)	—	10	—	—		
		動植物油油脂製造業		—	80(60)	—	80(60)	—	20	—	—		
		でん粉製造業		—	160(120)	80(60)	90(70)	—	5	—	—		
		冷凍調理食品製造業		—	50(40)	—	70(50)	—	10	—	—	S58. 1. 1	
		繊維工業または繊維製品製造業	染色	毛繊維加工業	—	50(40)	—	50(40)	—	10	1	—	S48. 6. 24
			整理業	その他	—	100(80)	—	100(80)	—	10	1	—	
			その他		—	100(80)	—	100(80)	—	10	—	—	
		一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業又はパーティクルボード製造業		—	70(50)	—	90(70)	—	—	—	—	S58. 1. 1	
		パルプ、紙又は紙加工品の製造業	板紙製造業	—	120(100)	—	180(150)	—	—	—	—	S48. 6. 24	
			その他	—	90(70)	—	120(100)	—	—	—	—		
		新聞業、出版業、印刷業又は製版業		—	25(20)	—	30(20)	—	—	—	1	S58. 1. 1	
		化学工業	医薬品製造業	—	80(60)	—	90(70)	—	10	—	—	S48. 6. 24	
			その他	—	50(40)	—	50(40)	—	—	—	—		
		窯業、土石製品製造業又は非金属鉱業	窯業原料(うわ薬原料を含む)精製業	50 m ³ /日以上	—	25(20)	—	200(150)	2	—	—	—	S48. 6. 24
				50 m ³ /日未満	—	25(20)	—	300(250)	2	—	—	—	
				その他	—	25(20)	—	150(120)	2	—	—	—	
	鉄鋼業		—	25(20)	—	40(30)	2	—	1	1			
	非鉄金属製造業、金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む)		—	25(20)	—	30(20)	—	—	—	1			
	空き瓶回収業		—	25(20)	—	30(20)	—	—	—	—	S58. 1. 1		
	水道施設、工業用水道施設、自家用工業用水道の施設を有するもの		—	25(20)	—	30(20)	—	—	—	—			
	酸若しくは碱による表面処理施設を有するもの又は電気めっき施設を有するもの		—	25(20)	—	30(20)	—	—	—	—		S48. 6. 24	
備考													
1. 「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理地域。													
2. BOD についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水について適用。													
COD についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水について適用。													
3. この表に掲げる上乗せ排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が以下の工場又は事業場について適用する。													
(1) 既設													
ア 畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。）、染色整理業 20m ³ 以上													
イ 窯業原料精製業 10m ³ 以上													
ウ 非金属鉱業(窯業原料精製業を除く)、と畜業、し尿処理施設のみを有する工場又は事業場すべて													
エ 上記以外 50m ³ 以上													
(2) 新設													
ア 窯業原料精製業 10m ³ 以上													
イ 非金属鉱業(窯業原料精製業を除く)、と畜業、し尿処理施設のみを有する工場又は事業場すべて													
ウ 上記以外 20m ³ 以上													
4. 1 の備考第1号(2)に掲げる工場又は事業場で、上乗せ排水基準の適用の日が「S48. 6. 24」とあるものは「S58. 1. 1」とする。													
5. 既設の工場又は事業場で上乗せ排水基準の適用の日後特定施設を設置した場合で、特定施設の設定に伴い排出水の量が増加することとなるとき(特定施設の設定後の一日当たりの平均的な排出水の量が 1000m ³ 未満であるときを除く。)は、特定施設の設定の日以後において適用される上乗せ排水基準のうち BOD、COD、SS についての許容限度は以下の算式により算出して得られる値とする。													
$\frac{A \cdot a + B \cdot b}{a + b}$													
この算式において、A、a、B、b はそれぞれ次の値を表すものとする													
A 当該特定施設の設定の工事の着手の日に適用されている許容限度													
a 当該特定施設を設置する前の一日当たりの平均的な排出水の量													
B 当該工場又は事業場を新設の工場又は事業場とみなした場合において適用されるべき許容限度													
b 当該特定施設の設定に伴い増加する一日当たりの平均的な排出水の量													
6. 1 の備考第1、2、3、5、7、8号の規定は準用する。													
* () 内は日間平均。													

出典：「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年3月29日愛知県条例第4号、最終改正：平成12年12月22日愛知県条例第66号）

表 4.2-69(8) 上乗せ排水基準（矢作川等水域）

工場又は事業場		業種	項目及び許容限度 (mg/ℓ)							適用日	
			CN	BOD	COD	SS	鉱油	動植物油	フェノール類	銅	適用期間
既設の工場又は事業場	その他の地域	旅館業	—	90(70)	90(70)	90(70)	—	—	—	—	S58.1.1
		病院	—	40(30)	—	90(70)	—	—	—	—	S48.6.24
		と畜業	—	80(60)	—	80(60)	—	—	—	—	
		自動車分解整備事業の用に供する洗車施設(自動車両洗浄施設を除く)を有するもの	—	50(40)	—	70(50)	—	—	—	—	S58.1.1
		自動車両洗浄施設を有するもの	—	25(20)	—	70(50)	—	—	—	—	S48.6.24
		科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行うもの	—	40(30)	—	90(70)	—	—	—	—	S58.1.1
		一般廃棄物処理施設である焼却施設を有するもの	—	40(30)	—	50(40)	—	—	—	—	
		産業廃棄物処理施設を有するもの	—	25(20)	—	30(20)	3	—	1	1	
		し尿処理施設を有するもの	—	(30)	—	(70)	—	—	—	—	S48.6.24
		下水道終末処理施設を有するもの	—	(60)	—	(120)	—	—	—	—	S48.4.1から規則で定める日まで
			—	(20)	—	(70)	—	—	—	—	規則で定める日

備考

1. 「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理地域。

2. BOD についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水について適用。

COD についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水について適用。

3. この表に掲げる上乗せ排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が以下の工場又は事業場について適用する。

(1) 既設

ア 畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。）、染色整理業 20m³以上

イ 窯業原料精製業 10m³以上

ウ 非金属鉱業（窯業原料精製業を除く）、と畜業、し尿処理施設のみを有する工場又は事業場すべて

エ 上記以外 50m³以上

(2) 新設

ア 窯業原料精製業 10m³以上

イ 非金属鉱業（窯業原料精製業を除く）、と畜業、し尿処理施設のみを有する工場又は事業場すべて

ウ 上記以外 20m³以上

4. 1 の備考第1号(2)に掲げる工場又は事業場で、上乗せ排水基準の適用の日が「S48.6.24」とあるものは「S58.1.1」とする。

5. 既設の工場又は事業場で上乗せ排水基準の適用の日後特定施設を設置した場合で、特定施設を設置に伴い排出水の量が増加することとなるとき（特定施設の設置後の一日当たりの平均的な排出水の量が 1000m³ 未満であるときを除く。）は、特定施設の設置の日以後において適用される上乗せ排水基準のうち BOD、COD、SS についての許容限度は以下の算式により算出して得られる値とする。

$$\frac{A \cdot a + B \cdot b}{a + b}$$

この算式において、A、a、B、b はそれぞれ次の値を表すものとする

A 当該特定施設の設置の工事の着手の日に適用されている許容限度

a 当該特定施設を設置する前の一日当たりの平均的な排出水の量

B 当該工場又は事業場を新設の工場又は事業場とみなした場合において適用されるべき許容限度

b 当該特定施設の設置に伴い増加する一日当たりの平均的な排出水の量

6. 1 の備考第1、2、3、5、7、8号の規定は準用する。

* () 内は日間平均。

出典：「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年3月29日愛知県条例第4号、最終改正：平成12年12月22日愛知県条例第66号）

表 4.2-69(9) 上乗せ排水基準（矢作川等水域）

工場又は事業場		業種	項目及び許容限度 (mg/ℓ)								適用日	
			CN	BOD	COD	SS	鉱油	動植物油	フェノール類	銅	適用期間	
新設の工場又は事業場	下水道処理区域	全業種	—	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	0.5	1	S48. 4. 1	
	その他の地域	全業種(畜産農業及びサービス業(豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。)、食料品製造業(冷凍調理食品製造業を除く。)、繊維工業、繊維製品製造業、旅館業、し尿処理施設を有するもの並びに下水終末処理施設を有するものを除く。)	—	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	0.5	1	S48. 4. 1	
		畜産農業又はサービス業(豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。)	—	90 (70)	90 (70)	100 (80)	—	—	—	—	S58. 1. 1	
		食品製造業 (冷凍調理食品製造業を除く。)	乳製品製造業	—	50 (40)	50 (40)	30 (20)	—	10	—	—	S48. 4. 1
			でん粉製造業	—	50 (40)	50 (40)	50 (40)	—	—	—	—	
		その他	—	50 (40)	50 (40)	50 (40)	—	10	—	—		
		繊維工業、繊維製品製造業	—	50 (40)	50 (40)	40 (30)	—	10	1	—	S58. 1. 1	
		旅館業	—	40 (30)	40 (30)	70 (50)	—	—	—	—		
		し尿処理施設を有するもの	—	40 (30)	40 (30)	80 (60)	—	—	—	—		
	下水道終末処理施設を有するもの	—	25 (20)	25 (20)	70 (50)	—	—	—	—	S48. 4. 1		

備考

1. 「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理地域。

2. BOD についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水について適用。

3. COD についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水について適用。

3. この表に掲げる上乗せ排水基準は、一日当たりの平均的な排水の量が以下の工場又は事業場について適用する。

(1) 既設

ア 畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。）、染色整理業 20㎡以上

イ 窯業原料精製業 10㎡以上

ウ 非金属鉱業(窯業原料精製業を除く。)、と畜業、し尿処理施設のみを有する工場又は事業場すべて

エ 上記以外 50㎡以上

(2) 新設

ア 窯業原料精製業 10㎡以上

イ 非金属鉱業(窯業原料精製業を除く。)、と畜業、し尿処理施設のみを有する工場又は事業場すべて

ウ 上記以外 20㎡以上

4. 1 の備考第1号(2)に掲げる工場又は事業場で、上乗せ排水基準の適用の日が「S48. 6. 24」とあるものは「S58. 1. 1」とする。

5. 既設の工場又は事業場で上乗せ排水基準の適用の日後特定施設を設置した場合で、特定施設の設定に伴い排水の量が増加することとなるとき(特定施設の設定後の一日当たりの平均的な排水の量が1000㎡未満であるときを除く。))は、特定施設の設定の日以後において適用される上乗せ排水基準のうち BOD、COD、SS についての許容限度は以下の算式により算出して得られる値とする。

$$\frac{A \cdot a + B \cdot b}{a + b}$$

この算式において、A、a、B、b はそれぞれ次の値を表すものとする

A 当該特定施設の設定の工事の着手の日に適用されている許容限度

a 当該特定施設を設置する前の一日当たりの平均的な排水の量

B 当該工場又は事業場を新設の工場又は事業場とみなした場合において適用されるべき許容限度

b 当該特定施設の設定に伴い増加する一日当たりの平均的な排水の量

6. 1 の備考第1、2、3、5、7、8号の規定は準用する。

* () 内は日間平均

出典：「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年3月29日愛知県条例第4号、最終改正：平成12年12月22日愛知県条例第66号）

